

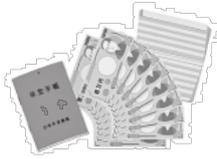
## 国民年金

### ちよつと増やせる「付加年金」を「存じですか

#### 国民年金付加年金制度とは

将来受け取る年金を少しでも増やしたいという方のための制度です。月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加年金保険料納付月数」の金額を上乗せして受給することができます。

例えば、10年間付加年金保険料を納付すると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せすることができます。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額はありませんが、老齢基礎年金と1つしよに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります)の点に注意してください。



#### 加入できる方

- ・ 自営業者などの国民年金の第1号被保険者。
  - ・ 60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入者。
- ※ただし、半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方・国民年金基金に加入中の方は加入できません。

#### 加入の手続き

印鑑・基礎年金番号が分かるものを持参のうえ役場保険課、又は年金事務所でお申込みください。

#### 納付方法

付加保険料は申し込んだ月分から納めて頂くこととなります。納付書による納付のほか、口座振替(前納による割引制度あり)による納付方法があります。付加保険料の納付期限は当該月の翌月末となっております。

#### ▼問い合わせ先＝

保険課 国保年金係

☎ 56 9134

宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4281

## 在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に！！おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんな楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
10月17日(火)	午前10時～正午	音楽体操	中央公民館	ふじやまの里 Tel 56-0958
10月25日(水)	午前9時30分～午後0時30分	エプロン教室	中央公民館	
10月31日(火)			坂上 コミュニティセンター	
11月9日(木)			上三川いきいきプラザ	
10月17日(火)	午前10時～正午	栄養教室	天神町公民館	トータスホーム Tel 52-2220
10月27日(金)	午前9時30分～午後0時30分	エプロン教室	明治コミュニティセンター	
10月28日(土)	午前10時～正午	絵手紙教室	鞘堂公民館	
11月9日(木)		脳トレ	ゆうきが丘集会所	
11月2日(木)		楽しく体操	本郷北コミュニティセンター	友愛苑 Tel 56-8885

▶問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎ 56 9102

# 住民票等の証明書をコンビニで!

マイナンバーカードを利用して…

## いつでも

役場窓口閉庁時(夜間、休日)でも証明書が取得できます。

※午前6時30分～午後11時まで  
(12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く)

## どこでも

職場や学校の近くなど全国のコンビニで住民票等の証明書が取得できます。

※全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各店舗(マルチコピー機設置店のみ)

## 簡単に

コンビニに設置のマルチコピー機を使用し、簡単な画面操作ですぐに受け取りができます。

※暗証番号(4桁)の入力が必要です。  
連続して3回間違えるとロックがかかります。

## 取得できる証明書は

- ①住民票の写し(本人、同一世帯員分)  
※マイナンバー、住民票コードは記載されません。
- ②印鑑登録証明書(登録者本人分)
- ③所得証明書(現年度分のみ)  
※全て1部200円となります。

## 安心して

利用者の多いコンビニでも個人情報を守ります。

- 支払いと受領のすべてを店舗のマルチコピー機で行うので、他の人の目には触れません。
- マイナンバーカードや証明書を忘れないよう、アラーム等で取り忘れ防止対策を実施しています。
- 専用の通信ネットワークを利用しているので個人情報の漏えいを防止できます。
- 証明書には、高度な偽造、改ざん対策が施されています。

## マイナンバーカードをお持ちでない方は…

事前に交付申請手続き(初回の交付手数料は無料)を行ってください。交付申請については、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)、もしくは住民生活課総合窓口係へお問い合わせください。



【マイナンバーカード】

▶問い合わせ先＝

住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

## 登録型本人通知制度のお知らせ

### ●登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の早期発見・抑止のため、証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。町では、平成25年4月からこの制度を実施しています。

### ●登録できる方

- ・上三川町の住民基本台帳に記載されている方及び記載されていた方
- ・上三川町の戸籍に記載されている方及び記載されていた方

### ●登録申請窓口

住民生活課総合窓口係  
平日 午前8時30分～午後5時15分

### ●登録申請に必要なもの

窓口に來る方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・個人番号カードなど)

※本人が申請できない場合は、代理人が申請することも可能です。その場合、事前に住民生活課総合窓口係にお問い合わせください。

### ●登録期間

登録してから3年間(更新も可能)

### ●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除かれた住民票も含む)
- ・住民票記載事項証明書(除かれた附票の写し)
- ・戸籍の附票の写し(除かれた附票も含む)
- ・戸籍の謄抄本(除かれた住民票も含む)
- ・戸籍記載事項証明書

※ただし、請求を受けたすべての証明書が通知の対象とはなりません。

### ▼問い合わせ先＝

住民生活課  
総合窓口係  
☎(56)9125

